

要求水準書（案）に関する質問・意見に対する回答

【基幹的設備改良工事編】

No	タイトル	要求水準書の該当箇所						内容	回答（案）
		頁	章	節	項				
例	×××	9	2	4	1	ウ		（記入例）〇〇について、 …。	—
1	用語の定義 No.22 本要求水準書							「要求水準書 管理運營業務編をいう。」は「要求水準書 基幹的設備改良工事編をいう。」と読み替えることによろしいですか。	ご指摘の通り、読み替えてご対応ください。
2	目的<施設整備基本方針>	2	1	1				6. 搬入道路の渋滞解消及び安全な搬入道路の確保において車両動線の交差がない安全な搬入道路を確保するとありますが、弊社の工事計画に影響する可能性があるため、工事箇所と期間についてご教示願います。	施設整備基本方針 6～8 については、本事業と並行して市で実施する拡張予定地取得や、そこへの新搬入路及び災害廃棄物置場設置の事業を指しています。そのため、本事業において特別に考慮する必要はありませんが、工事や管理運営に影響が想定されるため、市の事業の進捗に応じて協議をお願いします。
3	工事計画	4	2	1	2	1)		本工事期間は令和 8 年 4 月から令和 13 年 3 月 31 までの 5 ヶ年で実施する計画と記載	R8 年 4 月頃仮契約締結、5 月頃本契約締結を予定しているため、工事開始は、本契約後の R

							されていますが、2025年2月28日に公表された実施方針（案）では令和8年5月から令和13年3月末と記載されています。工事開始時期が1ヶ月異なっていますが、どちらを正と考えればよろしいでしょうか。	8年5月を見込んでおります。よって、厳密には実施方針（案）が正です。
4	工事計画	5	2	1	2	10)	貴市より指定する箇所を駐車場、資材置場として利用予定ですが、本箇所の貸与について費用（賃料等）の発生はありますでしょうか。また、貸与予定場所をご教示願います。	賃料等の費用は発生しません。また、貸与予定場所については、要求水準書添付資料-1における拡張予定地内（赤枠内）になります。
5	処理条件 燃焼室出口温度	8	2	2	6	1)	上限の950℃以下は既設設計仕様等の条件と推察しますが、「廃棄物処理施設の発注仕様書作成の手引き（標準発注仕様書及びその解説）エネルギー回収推進施設編 ごみ焼却施設（第2版）（環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課）」においては燃焼室出口温度の上限値の記載はありません。削除可能でしょうか。	本事業は基幹的設備改良工事であることから、既設条件とし、炉出口温度は800℃以上950℃以下とします。

6	保証事項 性能保証事項 緊急作動試験	14	2	6	1	2)	(6)	P. 14 の緊急作動試験では「電力系統からの電力供給が停止した場合に、非常用発電機が稼働し、プラント設備が安全に停止できること。」 P. 19 の緊急作動試験では、「定常運転時において、全停電緊急作動試験を行う。ただし、蒸気タービンの緊急作動試験は除く。」となっています。 差異がありますが、P. 14 を正として考えてよろしいでしょうか。	緊急作動試験では、電力系統からの電力供給が停止した場合に、非常用発電機が稼働し、プラント設備が安全に停止できることを確認します。 実施方法として、定常運転時に全停電緊急作動試験を行います。蒸気タービンの緊急作動試験は対象外とします。 P14 に以下を追記します。 「※蒸気タービンを除く」
7	工事範囲の概要(1/2)	22	2	8			表 9	アンモニア水貯留槽については本体の既設流用を検討しているため、『本体撤去』は削除可能でしょうか。 更新か再利用の判断を受注者提案とすることで事業費の縮減が図れる可能性があるため、仕様書の表現を見直していただきたいと考えています。	本事業の基本方針を踏まえ、より経済性、安全性等の向上を図ることを目的とする場合については、工事内容の変更を可能とします。本質問は、経済性の向上を図ることを目的としていることから、『本体撤去』は削除し、既設流用方法等については、市と協議し決定することとします。
8	構造	34	3	1	1	1)	(1)	歩廊・階段・点検床及び通路のグレーチングが高さ 32mm 以上となっていますが、既設高さが異なる場合は、既設と	高さ 32mm 以上を基本としますが、既設との取り合いが生じる場合は既設と同じ 25mm としてください。

								の取り合いがあるため、既設高さに合わせることでよろしいでしょうか。	
9	塗装	35	3	1	4			電線管類については、亜鉛めっき鋼管を使用する場合、塗装は無しでよろしいでしょうか。尚、公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)令和4年版 第7節 塗装工事の一般事項には「(イ) めっき又は塗装された面」は塗装対象から除かれております。	電線管類は、塗装を実施しないものとします。但し、設備信頼性や塗装計画との整合性を確保する上で必要な場合には、塗装仕様の電線管類との適合性に問題が無いことを前提として、塗装を実施するものとします。
10	機器構成	36	3	1	5	1)		主要な機器の運転操作は、必要に応じて切換方式により中央制御室から遠隔操作と現場操作が可能な方式とすること。とありますが、切替方式は現場から遠隔操作と現場操作の切り替え可能な方式でよろしいでしょうか。	基本的には、ご理解のとおりです。なお、詳細の運営方式につきましては、現状の運営状況を踏まえ、市との協議により決定するものとします。
11	燃料貯留槽容量アップ	39	3	3	4			材質と寸法は括弧書き〔 〕の事業者提案としていただけないでしょうか。	事業者提案に変更しますが、消防法等の関係法令と耐用年数等を踏まえることとします。
12	ボイラ本体 制御方式およびシステム	41	3	4	1	6)		制御用電算機による全自動とし、中央制御室からの遠隔操作および現場での制御も可能	ご理解のとおりです。

							なものとすること。とありますが、現場での制御とは各機器の運転・停止との解釈でよろしいでしょうか。蒸気や圧力等の制御は中央監視制御装置(DCS 等)での制御となります。	
13	ボイラ安全弁用消音器	42	3	4	3		既設品が流用可能な場合、流用してもよろしいでしょうか。	ボイラ安全弁用消音器は更新対象機器であるため、更新を行うこととします。
14	灰クレーン本体	52	3	7	1		基幹的設備改良マニュアルにおいては個別機器の削減量について言及されていないことから、『(年間電力削減量 224kW 相当)』の表記は削除いただければと考えますが、いかがでしょうか。	年間電力削減量は削除します。
15	非常用上水受水槽	59	3	9	1		水槽は可搬式ではなく固定式で検討を進めていますが、よろしいでしょうか。	固定式とします。
16	特別高圧変圧器	61	3	10	2		P. 10 に記載されている「機器側における騒音が約 80dB (騒音源より 1m の位置において)」ですが、メーカー標準品のため、騒音は 80db (85db 以下) を超える可能性があります。	機側 1 m にて約 80dB を超える機器については、作業環境及び敷地境界における騒音の基準を遵守するような対策を講じてください。

								ますが、よろしいでしょうか。	
17	高圧進相コンデンサ盤 特記事項	63	3	10	5	4)	(2)	「力率改善は、本コンデンサによって95%以上（目標値）になるよう自動調整すること。」とありますが、発電機解列時は高圧進相コンデンサによる力率改善を行い、発電機との並列運転中は発電機による制御で受電点の力率を調整とします。それでもよろしいでしょうか。	要求水準（力率 95%以上となるよう自動調整すること）を満たす方法と判断できるため、左記記載の方法でも構いません。
18	進相コンデンサ	69	3	10	19			既存進相コンデンサにはPCBが含まれていないと考えてよろしいでしょうか。含まれている場合は市殿の保管とし、場内指定場所までの搬出とさせていただきます。	高圧進相コンデンサについて、PCBの含有が無いことを確認しております。
19	低圧配電盤設備	72	3	10	10- 2			「本設備は中央制御室の電力監視盤にて監視を可能とすること。」とありますが、中央制御室での監視とは警報関係との認識でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。

20	動力制御盤設備	78	3	10	10-3			追加いたします。 仕様は以下のとおりとします。 1) 形式 屋内鋼板製壁掛型 2) 数量 1 式 3) 主要項目 (1) 対象機器 押込み送風機 (2 基、440V、60Hz、75kW) (2) 設置場所 機側 (3) 寸法 [] 4) 付属機器 (1) 名称銘板 1 個 (2) 操作スイッチ 1 式 (3) 操作切替スイッチ 1 式 (4) 表示灯 (G・R 等) 1 式 (5) 電流計 1 式
21	ケーブル工事、電線工事	90	3	10	10-6			機器の撤去・更新等に伴うケーブルで、既存ケーブルを流用するものは離線前・後に絶縁抵抗測定を行い、離線前に規定値以下と判定された是正は本工事対象外としますが、よろしいでしょうか。
22	ケーブル工事、電線工事	90	3	10	10-6			エコケーブルについては、社会情勢などにより納期が工程を満足できない場合、適宜、

追加いたします。
仕様は以下のとおりとします。

1) 形式 屋内鋼板製壁掛型
2) 数量 1 式
3) 主要項目
(1) 対象機器 押込み送風機 (2 基、440V、60Hz、75kW)
(2) 設置場所 機側
(3) 寸法 []
4) 付属機器
(1) 名称銘板 1 個
(2) 操作スイッチ 1 式
(3) 操作切替スイッチ 1 式
(4) 表示灯 (G・R 等) 1 式
(5) 電流計 1 式

機器の撤去・更新等に伴い必要となるケーブル工事や電線工事は、基幹的設備改良に必要な工事として、本工事の対象とします。

想定されている社会情勢による場合は、ご理解のとおりですが、詳細については実施設

								代替品を選定し承諾を得るものとしてもよろしいでしょうか。	計時に協議して決めることとします。
23	共通事項	92	3	11	1	5)		「コンピュータシステムが機能しない場合においても、系列ごとの非常停止操作が可能なものとする。」とは、ハード回路による非常停止回路を構築するということでしょうか。既設がハード回路によらない場合は、設計思想を合わせて既設同様としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。既設同様としてください。
24	計装制御計画 自動制御機能 ごみ焼却関係運転制御	92	3	11	2	3)	(1)	「緊急時自動立下げ」とは、どのような制御機能のことでしょうか。	災害等により施設が緊急停止し、かつ外部からの電力供給ができなくなった場合、各設備を安全に停止させるために必要な機能を指します。
25	計装制御計画 自動制御機能 建築設備関係運転制御	92	3	11	2	3)	(8)	「建設設備関係運転制御 ① 発停制御」とは、どのような制御機能のことでしょうか。既設が ON/OFF の発停制御ができない場合は、設計思想を合わせて既設同様としてよろしいでしょうか。	既設と同様の制御機能（建築設備に設置される設備（例えば空調や照明、換気扇等）の ON・OFF を自動制御する機能）を想定しています。

26	中央制御装置 コントロールステーション 特記事項	96	3	11	4	4-6	4)	「コントロールステーションのキャビネットは、既設流用とする。」とありますが、必要に応じて更新する場合は、別途協議としてよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。
27	見学者用啓発設備	97	3	12				『ごみ焼却施設 2 階中央制御室の一部を改造し、見学者通路の拡幅及び啓発設備の設置をすること。』との記載がありますが、現在は壁改造による見学者通路の拡幅までしか検討していません。 啓発設備の設置が必要な場合、具体的な仕様や方針をご教示願います。	壁改造の範囲は、関係法令や既設の状況等を踏まえたうえで事業者提案としますが、啓発設備の設置は、壁改造による通路拡幅とセットで行うこととします。 主に小学生が楽しみ学ぶことが出来るような啓発設備をご提案ください。
28	見学者用啓発設備	97	3	12				『大会議室の音響設備及び映像設備を更新すること』との記載がありますが、基幹改良工事ではなく、管理運営業務側で検討していますが、よろしいでしょうか。	ごみ焼却施設の基幹的設備改良工事に際し、ごみ焼却施設、管理棟の啓発設備更新を検討しております。施設を問わず、環境啓発設備の更新を一体ととらえているため、基幹的設備改良工事としてください。
29	煙突の耐震化	100	4	1	8			何を基準に可否を判断すればよろしいですか。	一般財団法人 日本建築防災協会発行の「鉄筋コンクリート造煙突の耐震診断指針・解

									説」等によりご判断ください。
30	沈下箇所の補修	100	4	2	2			沈下箇所の範囲もしくは基準を明示願います。	別添資料 1 に沈下箇所を記載いたします。

要求水準書（案）に関する質問・意見内容

【管理運営業務編】

No	タイトル	要求水準書の該当箇所						内容	回答（案）
		頁	章	節	項				
例	×××	9	2	4	1	ウ		（記入例）〇〇について、…。	
1	本業務期間終了後の引渡し条件	22	1	4	6	2) 3)		本業務期間終了後の引き渡し条件について、建物の主要構造部等に大きな破損がなく、良好な状態であること。また、内外装の仕上げや建築設備機器等に、大きな汚損や破損がなく良好な状態であること。と記載されていますが、地震等 天災により破損したものについては含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	ご理解のとおりです。なお、地震等の天災により破損等が生じた場合は、市との協議により対応を決定します。
2	本業務期間終了後の引渡し条件	23	1	4	6	6)		次期運転管理運営事業者に対し、ノウハウ等についても原則としてすべて開示することとなっていますが、弊社独自のノウハウについては開示できませんが、よろしいでしょうか。	次期管理運営事業者が本施設の管理運営業務を行うために必要なノウハウの開示を求めますが、開示の範囲、内容、方法等については市と協議することとします。
3	有資格者の配置	24	2	2				現場総括責任者は記載されている 1)～14)の資格を全て有することと読み取れ、ごみ焼却施設及び	2)の要件を以下のとおりとします。

							し尿処理施設に必要な資格が全て網羅されているようですが、同一人が全ての資格を所有することは難しいものと考えます。複数人で所有しても良いことに変更できないでしょうか。	一般廃棄物焼却施設（処理方式は、ストーカ式処理方式に限る）で、複数炉で構成され（１年以上の稼動及び１系列あたり 90 日間以上の連続運転実績を有する施設に限る）、かつ発電設備を有した施設において施設の管理運営の経験を有する者 また、現場総括責任者の資格要件は以下のとおりとします。 現場総括責任者の資格要件は 1) 3) のいずれかの資格及び 2) に定める経験を有するものとします。なお、管理運営期間において、管理運営事業者は 4) ～14) に示す資格者を配置することとします。なお、資格者の兼任は可能とします。
4	焼却灰等の搬出	28	3	2	7	4)	「焼却灰、飛灰処理物が本仕様書に示す基準を満たさない場合、その処理・処分費用は管理運営事業者の負担とする。」とありますが、受入基準を逸脱したごみが搬入された場合は、事業者負担にな	受け入れ基準を逸脱したごみが搬入されたと客観的に市が判断出来る場合は、ご理解のとおりです。

							らないとの理解でよろしいでしょうか。	
5	ごみ処理手数料の徴収等 (料金徴収方法の確認)	31	4	1	4	2)	徴収したごみ処理手数料は、徴収した日から3営業日以内に金融機関へ振り込むことと記載されていますが、振込手数料が過大になりますので、1週間単位で纏め、振込したく考えますが、よろしいでしょうか。	該当箇所を以下に修正いたします。 「…徴収したごみ処理手数料は、徴収した日から1週間単位で取り纏め金融機関へ振り込むこと」 なお、本市の支給する納付書を用いて指定する金融機関で支払う場合、振込手数料は発生しません。また、指定金融機関の一覧は別添資料2のとおりです。
6	本施設の維持管理業務	44	9	1			拡張予定地域があり、令和14年度以降には維持管理対象になることですが、維持管理費を積算する上で、どのような施設ができるか等、ご教示願います。	拡張予定地の活用については、現時点では未定ですので、活用法が確定し次第、市と協議の上で決定するものとします。要求水準書からは削除します。
7	法定点検、検査項目(参考)	48	9	表 14			ボイラの定期安全管理審査の備考欄に「2年を経過した日以降1年を超えない時期」とありますが、「安全管理審査終了日から2年以内」ではないでしょうか。	ご指摘のとおりです。以下に修正いたします。 「安全管理審査終了日から2年以内」

8	ウェブサイトの作成及び管理	76	14	18				ウェブサイトにはどのような情報を載せれば良いのか、また更新頻度はどの程度で良いのかご教示願います。	環境クリーンセンターの施設情報や施設の稼働状況等の必須事項を掲載いただく他、見学の案内やイベント開催の告知等が考えられますが、具体的な内容や更新頻度は事業者提案とします。
---	---------------	----	----	----	--	--	--	---	---